

各生涯学習事業運営代表者 様
各利用団体代表者 様

生涯学習課長

学校を活動場所とする各種生涯学習事業におけるマスクの着用について 【新型コロナウイルス感染症関連】

日頃より本市の生涯学習事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和 4 年 5 月 23 日付で「新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針」が一部変更されました。

「三つの密（密閉・密集・密接）の回避」、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染症対策の徹底について、これまでと取扱いが変わるものではありませんが、マスクの着用についての考え方が明確化されましたので、参考資料と併せてご確認ください。

記

1 本通知の対象となる各種生涯学習事業

社会学級／学校施設開放（スポーツ開放／自由活動開放）／放課後子ども教室事業／
マイスクールプラン 21 推進事業／学校図書室等開放事業／土曜日の教育支援体制等構築事業

2 マスク着用に関する留意事項

(1) 基本的な考え方

屋内において、他者と身体的距離（2 m 以上）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクを着用してください。また、人と人との距離の確保や会話の有無に関わらず、高齢者など、重症化リスクの高い方と接する場合には、マスクを着用してください。

(2) 以下の場合はマスクの着用は必要ありません。

【屋内】 人との距離が確保でき（2 m 以上）、会話をほとんど行わないような場合

例：個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

【屋外】 人との距離が確保できる場合（2 m 以上）

例：離れて行う運動や移動、鬼ごっこなど密にならない外遊び

人との距離が確保できなくても会話をほとんど行わないような場合

例：屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

学校への来校の際

例：徒歩や自転車等での移動

※ これから熱中症リスクが高まる夏季を迎えるに当たり、マスクが必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。

(3) 原則として、運動中のマスク着用は必要ありません。

- ・ 接触を伴う活動を行う場合は、各競技団体が作成するガイドライン等を確認してください。
- ・ 活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団で移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底してください。

(4) 2 歳未満の就学前児はマスクの着用は推奨しません。

- ・ 2 歳以上の就学前のお子様に関しては、マスクの着用を一律には求めています。
- ・ 着用の場合は、子どもの体調に十分注意した上で着用させてください。

3 参考資料（厚生労働省ホームページでお確かめください）

- ・「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」（厚生労働省）
- ・「屋外・屋内でのマスク着用について」（厚生労働省）
- ・「子どものマスク着用について」（厚生労働省・文部科学省）

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000942851.pdf>



↑資料はこちらから

(担当) 仙台市教育委員会生涯学習課
直通：214－8887